

佐賀中央法律 事務所 ユース

弁護士 東島浩幸 力久尚子 名和田陽子 井上恵梨 古賀大輝 服部友祐

新しい年に
良いことが
増えますように



議会を軽視しない地方自治を

武雄市防災システム住民訴訟・佐賀地裁判決
(住民勝訴)によせて

弁護士 東島浩幸

佐賀地裁は、2022年11月18日、武雄市防災システム住民訴訟について、原告住民側の全面勝訴判決を言い渡しました。“武雄市が2020年7月14日にケーブルテレビ会社と締結した「武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約」(有線方式、委託代金5億7841万2120円)は、市議会の議決を経ていない違法があるとして、武雄市に対し市長個人に実際に支出した約4億0500万円を請求せよ”と判決したのです。私及び嬉野市の藤藪弁護士が住民側の代理人を務めました。

その訴訟において、武雄市は、①本件契約はシステム構築に本質があるから、市議会の議決が必要な「工事」や「動産の買入れ」ではない、

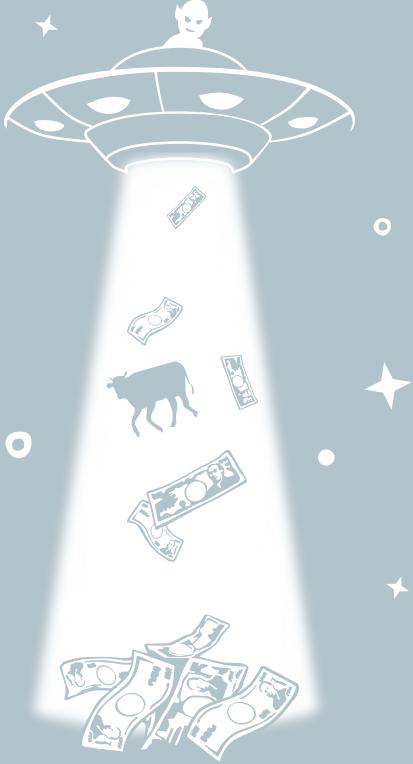
②武雄市議会では2020年3月議会で予算承認されたから、それをもって契約の議決に代替できるなどと争いました。しかし、判決では、①について、本件契約は3億円以上の防災戸別受信機の配線等の工事等を含むものだから市議会の議決が必要な「1億5000万円以上の工事の請負」に該当するし、総額1億円以上の戸別受信機を購入するものだから市議会の議決が必要な「2000万円以上の動産の買入れ」に該当すると判断しました。②についても、予算の議決は戸別受信機の設置について基本的な有線方式・無線方式その他の契約の内容も明らかでない状態で枠だけ確保したもので、契約の議決に替わるものではないと判断したのです。この契約の有線方式は、市議会議員の多くが「無線方式が妥当」との意見を有していたこと、「有線方式では床上浸水した時に2階に戸別受信機をもっていけない」などという市議会での指摘を無視したものでした。



地方自治の本旨のひとつの趣旨として、「住民自治」があります。簡単に言うと、地方自治体は住民の意思に基づいて運営されなければならないということです。それゆえ、市でいえば、市長も住民の選挙で選ばれるものであるとしても、金額の大きな契約については市長一人に決めさせるのではなく、選挙で選ばれる住民代表である議会の議決が必要

であるとしているのです。具体的な公務執行について、大きな案件は一人で決めさせないことが権力を握ったものの自分勝手な判断を防ぐために重要なのです。

武雄市は控訴しましたが、武雄市には猛省を求めつつ、控訴審でも勝訴するためにがんばるつもりです。



ご注意！
インターネットの
金銭トラブルに

弁護士 古賀大輝

私の感覚ですが、最近、若者を中心に、インターネットの金銭トラブルの話を頻繁に聞きます。

SNSやメールなどで儲かる投資話に勧誘されて入金したものの、お金が返って来ないというケースが典型的です。こういった事例は、相手がどこの誰なのか分からないことが多く、なかなか責任を追及しづらいというのが実情です。

以下のような事例があります。SNSで投資を勧誘され、お試しで少額投資してみたところ、お金が増えて戻ってきます。それで信用して多額の投資をし、出金しようとすると、様々な理由をつけられてお金が返って来ません。出金するためには保証金の入金が必要と言われる（保証金を入金しても出金できない）、謎のエラーが出て投資サイトにログインできなくなる、などです。

もっと深刻な事例では、インターネット上で儲かるバイトの募集を見つけて応募してみたところ、実は高齢者を騙す特殊詐欺(振り込め詐欺など)の仕事で、詐欺に加担させられたというケースもあります。

インターネットはとても便利ですが、テレビや新聞での発信と違って、どこの誰が何の目的

で書き込んでいるのかが分からない怖さがあります。もちろん、有益な情報もたくさん含まれていますが、中には詐欺的な情報があることを忘れないようにしましょう。

少しでも怪しい、だまされた、と感じたら、

- 弁護士や消費生活センターなどに相談して下さい。



自転車で旅をするのが好きだ —初めての四国—



事務員 松永敦彦

2007年の夏、佐賀北高は甲子園で快進撃を続け、「がばい旋風」などと地元でもあまり口にしない方言で表現されるようになり、とうとう優勝してしまった。

佐賀北高が勝ち上がっていた頃、私は自転車で四国を走っていた。

愛媛県八幡浜港を出発し、四万十川を見ながら走り、高知ではよさこい祭りに出くわした。激しい踊りから熱気が伝わってくる。この時期、高知の人たちの体温はいつもより3度くらい高いのではないかと思う。

徳島に着くと阿波踊りの最中であった。三味線と鐘の音に率いられた踊り手の足運び、女踊りの指先の美しさに見とれた。ロープウェイで眉山にのぼり、徳島の夜景を楽しんでいると、どこから来たのかと夫婦連れから尋ねられたので、佐賀からだと答えると、佐賀北高を応援しているという。その夏は、あちこちで佐賀北高を応援していると言われた。

徳島県を海沿いに北上し、吉野川に沿って西に進み、美馬市脇町のうだつの町並みを通った。うだつは、隣家の火事から延焼を防ぐための壁のでっぱりで、裕福な商家で見られる。出世しないことを「うだつが上がらない」というのは、これが語源らしい。うだつを見物していると「日本一うまくない団子」の張り紙がある。そこはみやげ物店のようでもあり、休憩所のようでもあり、なかなか古い建物である。どれほどまずいのか食べてみたい気になり、ガラス戸を開けて中に入ると、いろんなおかずが並んでいる。そして、4～5人の年配のご婦人がいる。この人たちが手作りしたおかずを並べて売っているのだなと想像する。ところが、私が団子のことを言い出そうとする寸前、「ご飯を食べていきなさい」(方言だつたが再現できない)と言うや、並べてあるおかずをどんどん皿に盛っていくのだ。どういうこと?の疑問を抱えたまま、皿に上げられた。しかし、ちゃぶ台に置かれた量が多く、また、ご婦人方の会



話に一人で対応しなければならず、落ち着いて食べる雰囲気ではない。どうしたこと?の疑問が解けぬまま食べ終り、礼を言ってそそくさと退出したので、結局、日本一まずい団子の味は確かめられなかった。今思えば、四国はおせつたいの文化があり、私がその文化をもう少し理解していれば、ありがたく味わい、ご婦人方との会話も楽し

め、団子も食えただろうと後悔している。

そのまま西へ走り、松山では道後温泉に浸かり、ちょっと贅沢をして3階で休憩した。

私は、いちおう四国を一周したのだと周囲にしばらく吹聴していたが、ある時、息子に香川県をかすっていないと言われて、地図で調べると本当だったので、がっかりした。



2022年は健康第一を実感することがあり、家族、事務所のみなさんに迷惑をかけました。皆さんに言えることは、こまめに健康診断を受けるべきだということです。健康第一で参りましょう。

弁護士 東島浩幸

今年の成果(×:枯らした、○:収穫できた)
ピーマン×、エンドウ豆×、レモン○、
青ジソ○、その他観葉植物4株× 植物を育てるのは難しいです。

弁護士 力久尚子

高校時代の体育以来約20数年ぶりにバスケットボールをしました。1分ももたず息切れして動けなくなり、身体の衰えを痛感しました。

弁護士 名和田陽子

藤井五冠と羽生九段の夢のタイトル戦が実現して熱いです。

弁護士 古賀大輝

宅トレでスクワットをやろう、腹筋をやろうと決め、3日どころか1日坊主を繰り返しています。筋力よりも継続力が必要だということによく気が付きました。

弁護士 井上恵梨

今年は稻の収穫前に台風が直撃するという絶望的状況でしたが、結果的には1反当たり9俵ほどとれました。皆さんのもとにおいしいお米が届いていればいいなあと思います。

弁護士 服部友祐

年々、涙もろくなっているように感じます。先日は、「のど自慢」を見て号泣して自分でも驚きました。

事務員 樋口裕子

12月に音楽劇でトラップ大佐をやりました。エーデルワイスを歌うときはとても緊張しましたが、日ごろの自分とは違う人物になるおもしろさを感じました。

事務員 松永敦彦

先日、「1日5分からの断捨離」という本を買いました。買っただけなのに、片付けた気分でいる今日この頃です。

事務員 松本香穂子

「さっき武雄におったでしょ」とか「知り合いに似てる」とよく言われます。世の中には似ている人が3人いると言いますが、佐賀だけで10人はいそうです。

事務員 辻明子

冬は桜を、夏は紅葉を待ってます。ないものねだりがすぎる今日この頃です。

事務員 右近まゆみ

おしらせとお願い



- 当事務所は12月29日～1月4日までお休みをします。
- ご相談は、事前にお電話で日時を予約されたうえでお越しください。
- 事務所ニュースの送付を希望されない方は、お手数ですが、当事務所までご一報ください。

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所 TEL0952-25-3121 / FAX0952-25-3123

佐賀中央法律事務所では、相続や遺言などの学習会への弁護士講師派遣を行っております。お気軽にお問い合わせください。